

広報

ひこね

2020
(令和2年)

5/1

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止 特集

～ 新型コロナウイルス感染症に関して市民の皆様へのお願い ～

政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大しました。彦根市としても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に、全庁を挙げて全力で取り組んでまいります。彦根市では、次のような方針を決定させていただきました。

まず、多くの人が集まる市主催のイベントにつきましては、屋内外を問わず、おむね今年いっぱい、原則、中止とさせていただきます。いろいろな行事を楽しみにしていただいた方も多くおられると思いますが、現在の状況をご理解の上、ご協力をお願いします。

また、市役所の日常業務につきましても、職員が時差出勤や、各公共施設に分かれて勤務するなど、市内に感染が拡大する事態に備えてまいります。

市役所の人的・財政的資源を感染症対策に集中させることによって、市民の皆様の暮らしを応援する事業等を効果的に実行できるものと考えています。

今は、皆様とともに、未知のウイルスの感染拡大を防いでいく重大な局面です。感染症の拡大を抑えていくには、私たち一人ひとりの行動にかかっています。感染症の克服は、短期間では成し得ません。地域の皆様同士でも協力し、助け合って、この難局を乗り切ってまいりましょう。

皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

コロナに負けるな！がんばろう彦根！



彦根市長 大久保 貴



相談先

次の症状がある場合は、すぐに直接医療機関へ行かず、
まずは、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む）。
- ※高齢者や基礎疾患のある人は、2 日程度続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。



●帰国者・接触者相談センター

【毎日】(24 時間)

☎ 077-528-3621

FAX 077-528-4865

✉ corona-soudan

@pref.shiga.lg.jp

●新型コロナウイルスに関する一般相談

【毎日】(8:30～17:15)

☎ 077-528-3637

FAX 077-528-4865

✉ corona-soudan

@pref.shiga.lg.jp

※ 5月1日 8:00 から変更 (4月30日修正)。



支援制度のご案内

市に生活支援緊急相談窓口を開設

生活支援制度の案内や活用方法、関係機関・窓口との連携など、必要な支援につながるようお手伝いします。まずは、下記の電話番号にお電話ください。

① ☎ 090 - 8757 - 2562

② ☎ 090 - 8757 - 2563

③ ☎ 090 - 8757 - 3082

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を抱えておられる市民
場所 障害者福祉センター（平田町）
日時 月～金曜日までの8：30～17：15（祝日を除く）
体制 3人
問 人事課
 ☎ 30-6106 FAX 22-1398

国民健康保険料の軽減

勤めていた会社の倒産や解雇など、事業主の都合によって離職した人は、基本手当等を受ける人であつ、雇用保険受給資格者証の「離職理由」により、軽減を受けられる場合があります。

問 保険料課
 ☎ 30-6145 FAX 22-1398

地方税の納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが困難となった場合、もしくは生活困窮となった場合などについて、申請により納税の猶予を受けられる場合があります。

◆徴収の猶予

次に該当する場合は、猶予制度があります。

▶災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▶本人または家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

▶事業を廃止または休止した場合

納税者が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

▶事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

以上のような理由以外でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な場合は、お電話でご相談ください。

問 納税課
 ☎ 30-6109 FAX 22-1398

企業向け支援一覧

制度	対象	内容	申請手続き	問い合わせ先
資金繰り支援	信用保証 (セーフティネット保証・危機関連保証)	借入債務の100%・80%を保証 ※対象業種等、詳しくは、お問い合わせください。	【認定】 彦根市地域経済振興課 ☎30-6119	滋賀県信用保証協会 ☎077-511-1300
	融資 (特別貸付制度・特別利子補給制度)	【特別貸付制度】一律金利で融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年 【特別利子補給制度】上記特別貸付制度により借入を行った中小企業者のうち一定の要件を満たす方に利子補給を実施 ※詳しくはお問い合わせください。	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
雇用を支える手当	小学校休業等 対応助成金	小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得減少に対応	学校等休業助成金・支援金受付センター(郵送) 〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階	相談コールセンター ☎0120-60-3999
	雇用調整助成金	労働者に一時的に休業等を行うことで、雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成	ハローワーク彦根(彦根公共職業安定所) ☎22-2500	相談コールセンター ☎0120-60-3999
	中小企業雇用継続 支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金の支給決定を受けた県内中小企業	支給決定額のうち、休業にかかる分を補助対象とし、国制度と合算して助成率が5分の4となるよう算出(上限あり) ※申請受付開始時期は未定	滋賀県労働雇用政策課 ☎077-528-3751
インベーション支援	小規模事業者持続化補助金	設備投資・販路開拓支援において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を優先的に支援	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎03-6459-0866	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎03-6459-0866

..... < 広告欄 >

..... < 広告欄 >

【問1】新型コロナウイルス感染症により、あなたにどのような影響が出ていますか？(複数回答可)

- 経済的な影響
(収入が減った 3割以内、4~7割、8割以上)
- 心身への影響(体調や気持ちの変化)
- 生活への不安 その他()

【問2】新型コロナウイルス感染症により、あなたが今(もしくは収束したとき)、求める支援は何ですか？(複数回答可)

- 補償 料金の減免・支払猶予 申請の期間延長 正確な情報 その他()

【問3】新型コロナウイルス感染症の情報を知るために、よく利用している手段は何ですか？(複数回答可)

- 広報紙 彦根市ホームページ アプリ(ひこまち) SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービス(インスタグラム・フェイスブック・ツイッター)
- 市メール配信 テレビ 新聞 ラジオ
- インターネット LINE その他()

たにおり

【問4】新型コロナウイルス感染症に、不安に思われていることや、お悩みになられていることを教えてください。

年齢 20歳未満 20歳代 30歳代
 40歳代 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳以上

属性 学生 会社員 自営業
 専業主婦(夫) 無職 その他()



ご意見をお聞かせください！

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止 緊急アンケート

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出ていることを踏まえ、現状の把握と今後の施策の推進に活用させていただくため、アンケートを実施します。

回答方法 回答を記入して、6ページに記載されているとおり封筒を作り、ポストに投函してください。

回答期限 6月30日(火) (当日消印有効)
 ※彦根市ホームページでも、同様のアンケートを実施します(下のQRコードからご回答をお願いします)。

※回答内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の施策に関する目的以外には一切使用しません。

問 危機管理課
 ☎ 30-6150
 FAX 23-1777



インターネット回答はこちらから▲



体を動かして 健康な体を作ろう

問 医療福祉推進課
 ☎ 24-0828 FAX 24-5870

コツコツ続ける金亀(根気)体操で、楽しく運動不足を解消しませんか。凝り固まった筋肉をほぐしたり、筋力低下を予防できる体操です。

運動を始める前に

- ・体調がすぐれない場合は無理をしない。
- ・運動は自分のペースで行い、痛みのない範囲で行う。
- ・運動中は息を止めず、使っている筋肉を意識する。
- ・水分はこまめに補給する。



体操の動画▲
 などはこちら



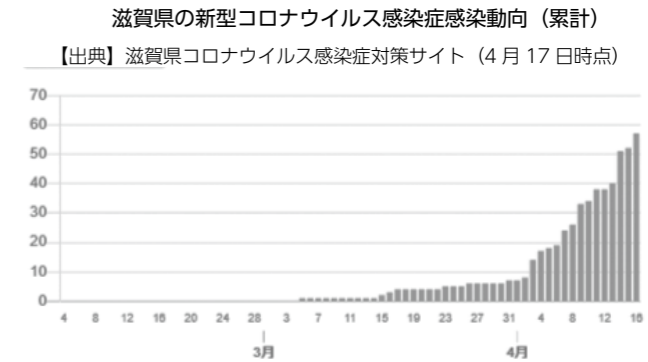
医療機関への通院、生活必需品の購入など、生活の維持に必要な場合を除いて

不要不急の外出は控えましょう

問 健康推進課
 ☎ 24-0816 FAX 24-5870

滋賀県では、4月に入り新型コロナウイルス感染症と判定される患者さんが急増しています。感染拡大を防ぐために、外出を自粛することが大切です。

一人ひとりの行動が、自身の命を守る、大切な人を守る、社会を守ることに繋がります。



ご存知ですか？

滋賀県提唱「滋賀5分の1ルール」

人と人との接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることができるといわれています。接触機会の8割程度を低減するには、次のとおり、私たちの行動を5分の1に減らすことが必要です。皆さんでできる工夫をしてみましょう。

- 【例】▶週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務にする。
 ▶50分の会議を10分にする。▶毎日ではなく、週に1日の買い物にする。
 ▶食料や日用品の買い物でも、家族全員で出かけるのではなく、1人で行く。

【参照】滋賀県ホームページ

家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合

家庭内で注意すること ~8つのポイント~



※【参照】厚生労働省ホームページ

- 1 部屋を分けましょう**
 ▶個室にする。
 ▶本人は極力部屋から出ない。
- 2 感染者のお世話はできるだけ限られた人でしましょう**
 ▶心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、妊婦の人などがお世話をするのは避ける。
- 3 マスクをつけましょう**
 ▶使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。
 ▶マスクの表面には触れない。
 ▶マスクを外した後は石鹸で手を洗う。
- 4 小まめに手を洗いましょう**
- 5 定期的に換気をしましょう**
- 6 手で触れる共有部分を消毒しましょう**
 ▶共用部分(ドアの取っ手、ノブなど)は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする。
 ▶トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤で小まめに消毒する。
 ▶特に、タオルは共用しないようにする。
- 7 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう**
 ▶手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。
- 8 ゴミは密閉して捨てましょう**
 ▶鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

- ・ご本人は外出を避ける
- ・ご家族、同居される人も、熱を測るなど健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状がある時は、職場などに行かないでください。



新型コロナウイルスに関する Q & A

※【出典】厚生労働省作成 (4/16 時点)

☎ 危機管理課
☎ 30-6150 FAX 23-1777

Q 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

A 4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む）を介して感染したとされる事例は報告されていません。

食品や食事の配膳などを行う場合は、不特定多数の人と接する可能性があるため、接触感染に注意する必要があります。食器も同様で、清潔に使うなど、じゅうぶんお気をつけください。

コロナウイルスは熱（70度以上で一定時間）とアルコール（70%以上、市販の手指消毒用アルコールはこれに当たります）に弱いことが分かっています。

Q 「PCR検査がしたくても、保健所で断られ、やっってもらえない」との指摘があります。また、保険適用が始まるとどのように変わのでしょうか？

A かかりつけ医などが必要と考える場合は、患者を帰国者・接触者外来へ紹介し、医師の判断を踏まえ、検査を行うこととなります。かかりつけ医などが必要と判断した全ての方が、PCR検査を受けることができるよう、患者を帰国者・接触者外来へ直接紹介することが可能になっている他、保健所を介

する場合でもスムーズに紹介がされるよう促しています。

また、感染が疑われる人が検査を受けやすいように、PCR検査の医療保険適用が開始されました。帰国者・接触者外来で検査が必要とされたときは、保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接、検査依頼を行うことが可能となりました。

Q 布製マスクは洗濯機で洗うことができますか？

A 布製（ガーゼ）マスクは、手洗いで押し洗いすることを推奨しています。

Q 布製マスクを洗う頻度は？

A 1日1回の洗濯を推奨しています。汚れが付いたら、そのつど洗濯してください。

Q 布製マスクはどのような状態になるまで使用可能？

A 形が崩れてきたら、使用を中止してください。布製（ガーゼ）マスクはガーゼ生地を12～16枚重ねて縫製していますので、使用頻度による型崩れは避けられません。



人権への配慮

☎ 人権政策課
☎ 30-6115 FAX 24-8577

感染者やその周囲の人、医療関係者やその家族、諸外国からの入国者・帰国者、日本で暮らす外国人などに、不当な差別をする、インターネットやSNSなどに誹謗中傷の書き込みを行うといった差別やいやがらせは、あってはならないことです。

不確かな情報に惑わされず、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって、冷静に行動しましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別やいじめなどさまざまな人権侵害を受けた場合は、次の窓口にご相談ください。

● **みんなの人権110番**
（全国共通人権相談ダイヤル）
☎ 0570-003-110
（平日 8:30～17:15）

● **子どもの人権110番**
☎ 0120-007-110
（平日 8:30～17:15）

● **外国語人権相談ダイヤル**
☎ 0570-090911
（平日 9:00～17:00）

● **インターネットでの人権相談**
<https://www.jinken.go.jp/>



テイクアウト・デリバリーを利用して「おうち外食」を応援しよう

☎（一社）近江ツーリズムボード 近江
美食研究会 ☎・FAX 22-5580



ホームページ「おうち外食応援団」で、テイクアウトやデリバリーが可能な飲食店を紹介しています。現在、新型コロナウイルス感染症の影響による来店者の激減で、多くの飲食店の経営が厳しくなっています。外出自粛により、自宅での食事機会が増えると思います。その際は、テイクアウトやデリバリーの利用をお願いします。

- 掲載エリア 彦根市、近江八幡市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- テイクアウトやデリバリー、仕出しを行っている地域の事業者の店舗情報を無料で掲載します。

こちらのQRコードからご確認ください。



のりしろ



差出有効期限
令和2年6月
30日まで

5228790

彦根市元町4番2号

彦根市役所

企画振興部 まちづくり推進室

「市政への意見・提言」

係 行



やまおり

次のとおり封筒を作ってください

- ①キリトリ線（破線）に沿って切り、中央をやまおりにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投かんしてください。



立体マスクの作り方

自宅でも作成できる布製の立体マスクの作り方を紹介します。

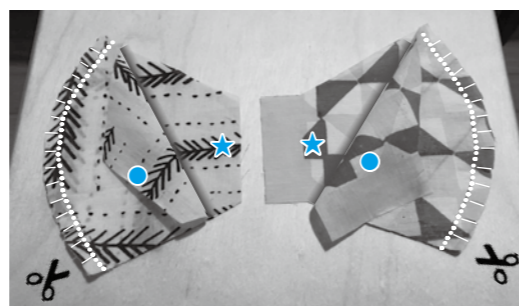
【参照:OKAYAMA・おうちLab.(ラボ)】

①



表地用と裏地用の布、各2枚(計4枚)を、右ページの型紙に沿って切る。

②



各パーツの中心側(白い点の部分)を縫い合わせ、カーブに切り込みを入れて開き、形を整える。

③



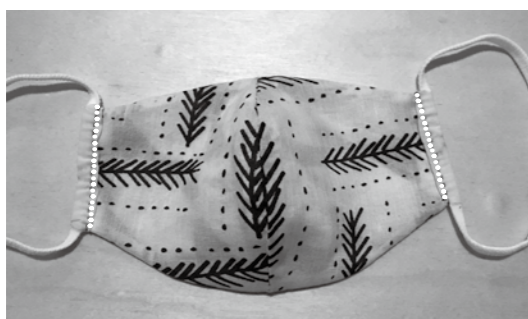
②の★と●のそれぞれを合わせて、上下部(白い点の部分)を縫う。
※後でひっくり返します。

④



ひっくり返して、上下部を縫うか、アイロンをあてる(写真はアイロンをあてています)。

⑤



表布の両端を三つ折りで内側に折り、ゴムを通し、縫う(白い点の部分)。

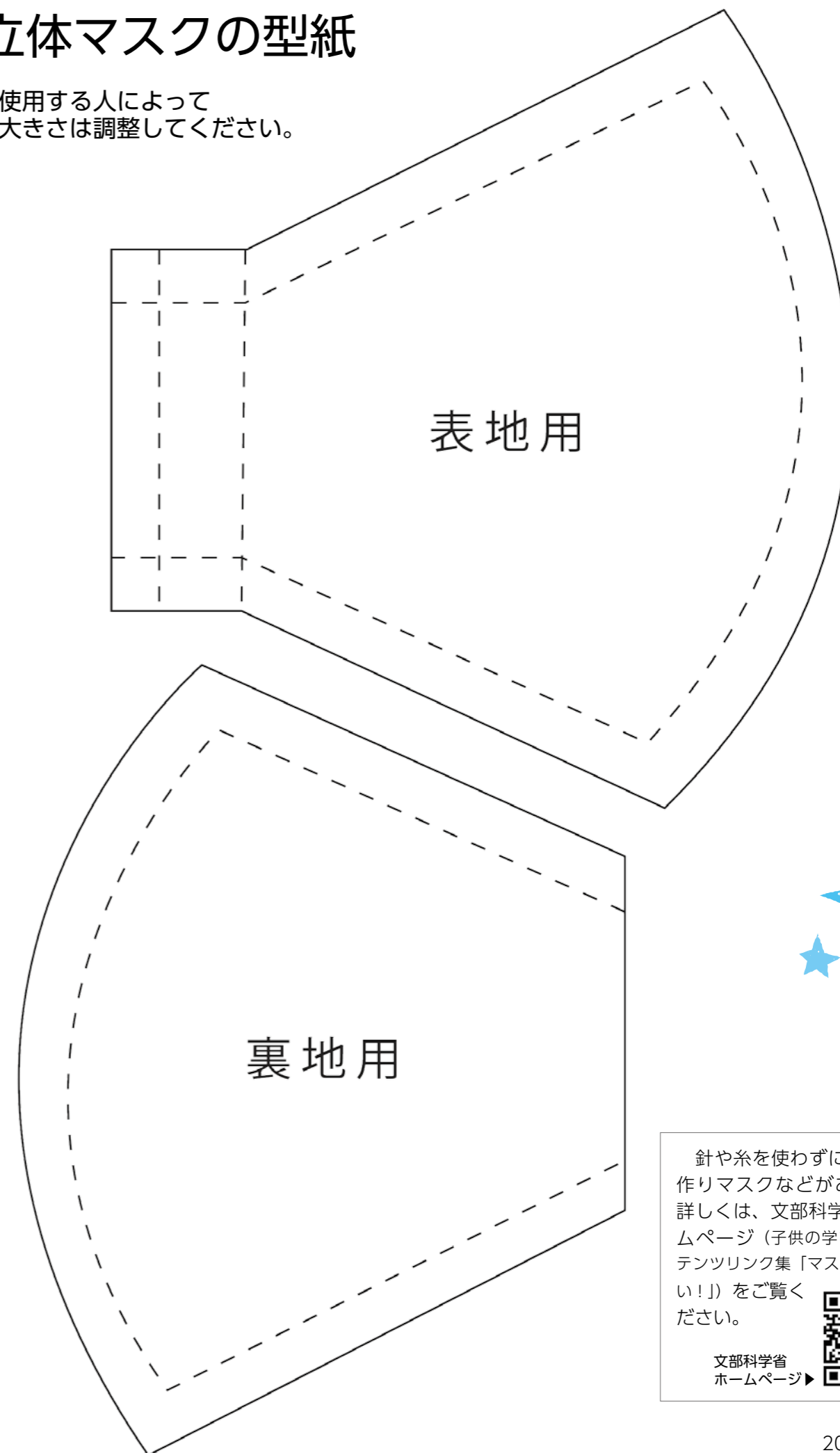
⑥



完成!

立体マスクの型紙

※使用する人によって
大きさは調整してください。



針や糸を使わずにできる手作りマスクなどがあります。詳しくは、文部科学省のホームページ(子供の学び応援コンテンツリンク集「マスクを作りたい!」)をご覧ください。

文部科学省
ホームページ▶





市民課窓口での手続き混雑による 感染拡大を防ぐために

市民課
☎ 30-6111 ☎ 22-1398



ごみ・資源の出し方

清掃センター
☎ 22-2734 ☎ 24-7787

彦根駅西口仮庁舎3階の市民課窓口は、5月中旬まで大変混雑しますので、次の方法をご利用ください。

郵送で証明書が請求できます

請求できるもの

- ▶ 戸籍関係証明書（戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）、身分証明書など）
- ▶ 住民票の写し
- ▶ 税関係証明書等

郵送で転出届の手続きができます

① 転出届（郵送用）

彦根市ホームページの「[申請書ダウンロード](#)」から様式をダウンロードし、必要事項を記入
印刷できない場合は、コピー用紙などに必要事項を記入

② 本人確認書類

運転免許証、健康保険証等の写し

③ 返信用封筒（簡易書留）

切手（84円+320円）を貼った封筒に転出先の住所、氏名を記入し、送付
※急ぎの場合は、速達分の切手を貼り付け、赤字で速達と記入してください。

証明書コンビニ交付サービスが便利です

マイナンバーカード（※）や住民基本台帳カード（※）を使って、コンビニエンスストアで証明書を取得することができます。

- ▶ 住民票の写し ※マイナンバーカード（15歳以上の方で利用者証明用電子証明書が登録済）
- ▶ 印鑑登録証明書 ※住民基本台帳カード（コンビニ交付の利用登録済）
- ▶ 戸籍謄（抄）本
- ▶ 戸籍附票の写し
- ▶ 課税（非課税）、所得証明書

※5月2日（土）～同6日（水・振）、同28日（木）、同31日（日）はシステムメンテナンスのため停止。

転入などの住民異動の届出期間延長

転入などの届出は、住み始めてから14日以内に届け出なければいけませんが、市役所への来庁を避け、届出期間を過ぎた場合でも、「正当な理由」があったものとして、通常どおり届出を受け付けします（マイナンバーカードは、転入届出が転出予定日から30日経過するとカードが失効する可能性があります）。詳しくは、お問い合わせください。

マイナンバーカードの申請は 証明書発行コーナー（福祉センター）をご利用ください

できること

- ▶ 申請用顔写真の撮影
- ▶ 申請書の書き方説明
- ▶ スマートフォンでの申請の操作説明

福祉センター ☎ 30-9241



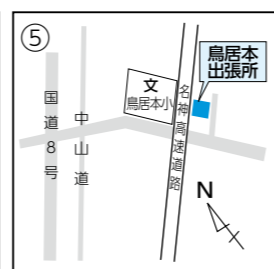
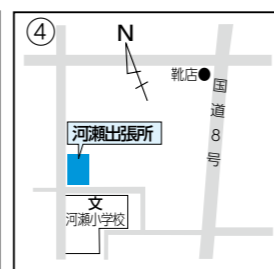
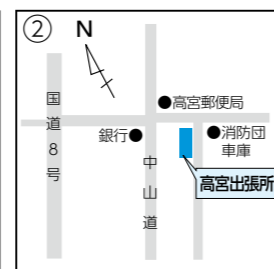
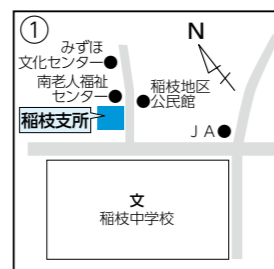
支所・各出張所をご利用ください

証明書の交付や住民異動・戸籍届出などの手続きができます。

稲枝支所では、事前に予約すれば、マイナンバーカードの受け取りができます。

問い合わせ先

- ① 稲枝支所 ☎ 43-2225
- ② 高宮出張所 ☎ 22-3210
- ③ 亀山出張所 ☎ 28-0022
- ④ 河瀬出張所 ☎ 28-1001
- ⑤ 鳥居本出張所 ☎ 22-2204



ごみや資源の収集は通常どおり行います

マスク、ティッシュペーパーなどを捨てる時は、次のポイントを参考に、感染拡大の防止にご協力ください。

マスク、ティッシュペーパーなどの正しい捨て方 **ポイント3つ**

- ① ごみに直接触れない
- ② ごみ袋はしっかりしばって封をする
- ③ ごみを捨てた後は手を洗う

感染を広げないごみの出し方

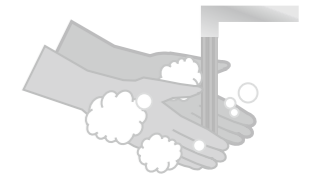
① ごみ箱にごみ袋をかぶせる

いっぱいになる前に早めに封をしてください。



③ 手を洗う

ごみを捨てた後はせっけんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



② マスクなどのごみに直接触らないように、しっかりしばる

ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。



ごみの出し方に注意することで、家族だけでなく、皆さんが出したごみを扱う市職員や廃棄物処理業者による、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症拡大防止対策になります。

（「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」（環境省）https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html）を加工して作成）

急がない

ごみや資源の直接搬入を控えてください

清掃センターでは、通常どおりごみの受入れを行っていますが、外出を控えていただくために、粗大ごみや資源物といった急を要さないごみの持ち込みはで

きるだけ控えてください。
ごみからの感染拡大を防ぐためにも、ごみの出し方のルールを守り、ポイ捨てはやめましょう。



ご注意ください！ 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺

彦根市消費生活センター
☎ 30-6144（平日9:00～12:00
13:00～16:15）

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや)」

（メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口につながります）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口相談を控えていただき、電話相談をご利用ください。
※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などをお聞きします。
差し支えない範囲でご協力をお願いします。

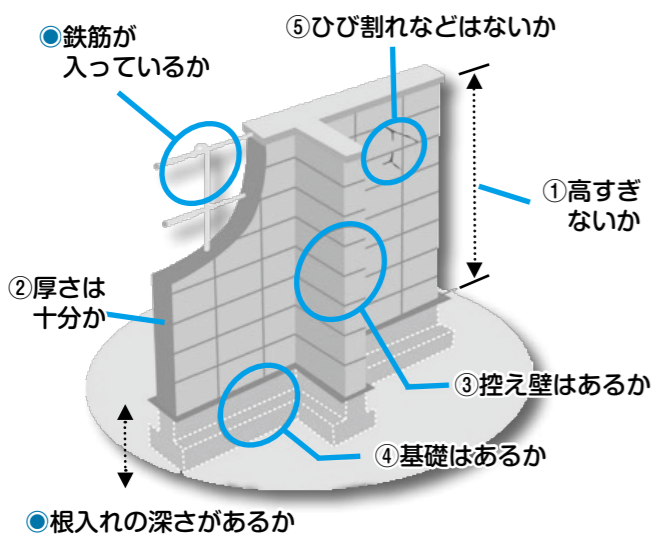
建築指導課からのお知らせ

☎ 建築指導課
☎ 30-6125 FAX 24-8517

コンクリートブロック塀の点検を！

コンクリートブロック塀は、正しく施工されていないと、耐震性に欠け、倒壊した場合にたいへん危険です。特に通学路（※）や避難路などの道路に面するものには、安全確保が必要です。

維持管理は、所有者または管理者の責任です。倒壊による危険を認識し、今一度自己点検をお願いします。下図①～⑤の項目に、1つでも不適合



※詳しいチェック要件は、彦根市ホームページに掲載しています。

があれば、●の項目などについて専門家に相談しましょう。危険性が確認された場合は、ただちに周囲への注意表示などを行い、補修や撤去などをするようにお願いします。

※通学路について ☎ 保健体育課 ☎ 24-7975
FAX 23-9190

工事の補助

地震などの災害によるブロック塀の倒壊被害防止のため、避難路などに面するブロック塀撤去に補助をします。

対象となるブロック塀 次を全て満たすもの

- ▶ 避難路や通学路に面するもの
- ▶ 道路面からの高さが60cm以上のもの
- ▶ 傾きやひび割れがあり、倒壊によって被害を及ぼすおそれがあるもの

対象 ブロック塀の撤去工事

補助金額 補助対象工事の3分の2(上限10万円)

募集件数 10件(先着順)

申込方法 工事着手前に手続きが必要です。着手後の申請は補助の対象になりません。申請に必要な書類など、お問い合わせください。

木造住宅無料耐震診断

住宅の耐震性を耐震診断員が無料で診断します。診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた場合は、耐震改修の補強案の作成や概算費用の算出を行います。

対象 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

募集棟数 20棟(先着順)

申込方法 建築指導課にある申込書に必要事項を書いて、建築年月日が分かる書類(確認申請書副本、固定資産税課税明細書のコピーなど)を添えて窓口に提出してください。申込書は、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

条件など詳しくは、お問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

吹付けアスベストの調査費用の補助

建築物の柱や天井に下の写真のような吹付け材が使われている場合に、アスベストを含んでいるかどうかを調査する費用を補助しています。写真のような事例がありましたら、お問い合わせください。



出所 国土交通省資料「目で見るアスベスト建材レベル1」



消毒用アルコールを安全に取り扱うために

☎ 消防本部予防課
☎ 22-0332 FAX 22-9427

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒などのため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に、消毒用アルコールには次の特徴があります。

<アルコールの火災予防上の特徴>

- ▶ 火気に近づけると引火しやすい。
- ▶ アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

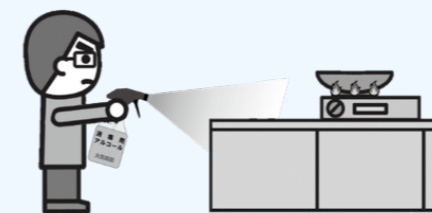
家庭や事業所などで、消毒用アルコールを使用する場合、次の事項にじゅうぶん注意し、安全に取り扱ってください。



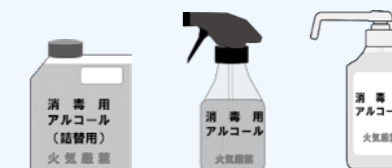
火災予防上の一般的な注意事項



消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れや溢れ、飛散しないよう注意しましょう。詰め替えた容器には「消毒用アルコール」「火気厳禁」など、注意事項を記載してください。



消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないようにしてください。



消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。密閉した室内で、多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。



【省略記号】🕒日時 📍場所 🎯対象 📋定員 💰費用（記載なし：無料）👤その他 📞託児 📄申込 📧応募 🗨️問い合わせ先

乳幼児健康診査の延期

今後の乳幼児健康診査については、彦根市ホームページでご確認ください。健診延期期間中に、子どもの成長や発達に関して心配なことがありましたら、ご相談ください。健康推進課 ☎️ 24-0816 📠 24-5870

ゴールデンウィークの救急医療

●小児救急電話相談 ☎️ # 8000 または ☎️ 077-524-7856 15歳以下の子どもの急な症状で、医療機関を受診しようか迷ったとき、臨床経験のある看護師または保健師のアドバイスが受けられます。☎️【平日・土曜日】 18:00～翌朝8:00 【日曜日・祝日】 9:00～翌朝8:00 ●救急医療案内 救急医療情報システム ☎️ 0749-23-3799 (音声案内) 救急医療ネット滋賀 http://www.shiga.iryō-navi.jp/

5月12日(火)、14日(木)の狂犬病予防集合注射 中止

※今年度は、特例として7月1日以降の注射も認められます。※動物病院での密集を避けるため、病院には事前に問い合わせをし、必ず注射を受けてください。🗨️生活環境課 ☎️ 30-6116 📠 27-0395

市立病院 産婦人科 分娩・診療 休止

産婦人科の医師不足により、同科では、5月1日以降の分娩と、6月15日以降の外来診療を休止します。🗨️市立病院 外来6ブロック ☎️ 22-6050 (内線 0185)

人間ドック・生活習慣病予防健診・特定健診など 休止

市立病院健診センターは、滋賀県で緊急事態宣言が出されている間は、全ての健(検)診業務を休止します。休止期間が延長される場合は、事業所や個人あて通知で案内します。再開は、その後の情勢により判断し、市立病院ホームページなどでご案内します。🗨️健診センター ☎️ 22-6058 (直通) 📠 22-6054

市立病院 総合内科外来 休診

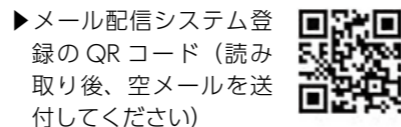
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本院は滋賀県から4月7日付けで重点医療機関(入院診療のみ)の指定を受けました。感染症対策に係る体制強化のため、当面の間、総合内科外来診療を休止し、病院正面玄関にて来院者の検温、問診などを実施します。詳しくは、市立病院ホームページをご覧ください。🗨️市立病院 病院総務課 ☎️ 22-6050 (内線 3522)

がん患者サロン りらく彦根 5月開催分 中止

🕒 毎月第4火曜日(祝日の場合は第3火曜日) 📍市立病院(八坂町) 🗨️市立病院がん相談支援センター ☎️ 22-6050 (代表) 📧 gansoudan@municipal-hp.hikone.shiga.jp

Jアラートの全国一斉情報伝達試験

消防庁から国民保護情報が発信された場合、情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を利用した全国一斉情報伝達試験が行われます。🕒 5月20日(水) 11:00 🎯小・中学校や公民館など市有71施設の館内放送やエフエムひこね(78.2MHz)のラジオ放送、市内36か所に設置した防災用屋外放送設備(実際の緊急情報ではありません)。※詳しくは彦根市ホームページに掲載しています。📧メール配信システムへの登録 Jアラートの情報は、市のメール配信システムに登録すれば、メールで入手できます。



🗨️危機管理課 ☎️ 30-6150 📠 23-1777

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免制度

心身に障害のある人のために使用されている軽自動車などについて、一定の要件のもとで、軽自動車税(種別割)の減免をしています。障害のある人1人につき、普通自動車を含めて、減免の対象となる軽自動車などは、1台限りです。📄必要書類を添えて、納期限までに、税務課か稲枝支所に提出。必要書類は、通知書の内容をご確認いただくか、お問い合わせください。🗨️税務課 ☎️ 30-6140 📠 22-1398

地域支援会議委員の公募

地域福祉に関わる課題を検討する中で、市民の皆さんの意見を反映していただく委員を募集します。<仕事内容>彦根市地域支援会議(1年間に1~4回程度開催)の委員として出席し、学識経験者や福祉事業に携わる人などの委員とともに、彦根市地域福祉計画の策定や進行評価などを審議します。※会議に出席いただいた場合、報償費を支払います。🎯市内在住で20歳以上 📋2人 📅任期 8月から3年間 📅6月30日(火) (必着) までに、次の①~⑥を記入し郵送、FAXまたはメール。①住所②氏名(ふりがな)③性別④生年月日⑤電話番号⑥応募動機(400字程度)※提出書類は返却しません。👤選考結果は、応募者全員に通知します。🗨️社会福祉課 ☎️ 23-9590 📠 26-1768 📧 shakaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設 計画段階環境配慮書の縦覧

新ごみ処理施設整備事業の環境影響評価手続きを進めています。滋賀県環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書およびその要約書を作成しました。環境の保全からの意見がある場合は、意見を提出いただくことができます。🕒 5月7日(木)~6月8日(月)執務時間内 📍生活環境課、支所、各出張所、グリーンピアひこね、園湖東環境事務所(ほか、彦根愛知犬上広域行政組合の窓口(豊郷町)・ホームページ、滋賀県庁でも縦覧可) <意見書の提出> 5月7日(木)~6月22日(月)の期間、郵送または窓口。※縦覧期間中は、縦覧場所で提出可。🗨️彦根愛知犬上広域行政組合(〒529-1161 犬上郡豊郷町四十九院1252「豊来のさと」内) ☎️ 35-0015 📠 35-4711

市民税・県民税 納税通知書を発送

6月上旬に、令和2年度の市民税・県民税納税通知書と納付書を(1~4期の納付書4枚と全期用納付書1枚をまとめて)発送します。年金からの天引きの人や口座振替をしている人には、納付書は送付しませんので、通知書で金額をご確認ください。令和2年度の市民税・県民税が非課税の人には納税通知書は送付しません。●3月17日以降に確定申告書を提出した人 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、所得税(および復興特別所得税)の申告期限が延長されたことに伴い、3月17日以降に提出された確定申告書の内容が、今回送付する通知書に反映されていない場合があります。市で申告書の確認ができ次第、税額が変更となる人には、税額変更通知書を送付します。🗨️税務課市民税係 ☎️ 30-6140 📠 22-1398

春の文化祭

※市内文化芸術団体が開催する協賛事業のみ掲載しています。※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一部中止・延期(4月20日時点) 🗨️文化振興室 ☎️ 23-7810 📠 21-3080

Table with 4 columns: 行事, 日時, 会場, 入場料. Rows include 2020光陽会滋賀支部展, 彦根市民合唱団フィルハーモニックShiga第19回定期演奏会, ぐる〜ぶ土塊&淡湖焼陶芸展, 彦根花道協会花展, 紫陽花の会水彩画展, ひこね文化フェスタ2020[展示・舞台部門], 第28回写友レンゲ写真展, 彦根おやこ劇場第122回例会全学年例会「でべそ版ずっこけ狂言でんでんむしむし48」

▶入場料欄に「会員制」とあるイベントを鑑賞するためには、主催団体に入会する必要があります(入会費・年会費などが必要)。▶すでにチケットや整理券が完売している場合がありますので、彦根市ホームページをご覧ください。▶開催行事においても、会場施設の開館状況により、中止・延期になる可能性があります。

市立病院職員の募集

職種	人員	受験資格	受付期間	試験日
薬剤師 令和3年 4月1日 採用予定	若干人	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人または、取得見込みの人	5月1日(金)～同27日(水) ※受付時間は8:30～17:15(土・日曜日、祝日は除く) ※郵送の場合は、5月27日(水)の消印有効	6月7日(日)
看護師 令和3年 4月1日 採用予定	20人程度	【免許取得見込みの人】 昭和60年4月2日以降に生まれた人	4月27日(月)～5月22日(金) ※受付時間は8:30～17:15(土・日曜日、祝日は除く) ※郵送の場合は、5月22日(金)の消印有効	【第1回】 5月30日(土)
		【免許を有する人】 昭和50年4月2日以降に生まれた人		【第2回】 6月7日(日)

※免許を有する人で、採用内定後に勤務できる人は、相談の上、採用を早める場合があります。

※看護師は【第1回】【第2回】の受験者をあわせて選考します。

※結果は6月下旬に発表します。

※今後の国・県の方針や市内等の新型コロナウイルス感染者の発生状況等により試験日等を変更する場合があります。

受験申込書等の配布場所、受験の申込・問い合わせ先

市立病院事務局職員課 ☎22-6050 (内線 3516、3517) FAX26-0754

広報 ひこね

令和2年5月1日発行
(通巻第1442号)



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

●発行・編集：シティプロモーション推進課 (1日・15日発行)
〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号
☎0749-22-1411(代) FAX 0749-22-1398
【彦根市ホームページ】<https://www.city.hikone.lg.jp/>

●広報ひこねのご案内

- ▶編集の都合上、5月1日号から、とじ穴をなくしました。
- ▶彦根市では、点字および音声版広報ひこね(編集版)を発行しています。
問 障害福祉課 ☎27-9981 FAX 30-9231
- ▶外国語版(英語、中国語、ポルトガル語)の広報ひこね(編集版)を発行しています。問 人権政策課 ☎30-6113 FAX 24-8577
- ▶廃棄する場合には古紙回収に出してください。
- ▶広報ひこねは52,900部作成し、1部当たりの単価は8円(1円未満切り捨て)です。原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

●人口と世帯数(4月1日現在)

人口：112,556人 (-338)
男性：56,076人 (-134)
女性：56,480人 (-204)
世帯数：48,408世帯(+14)
※()内は前月比

1歳のお誕生日
おめでとうございます

※5月に1歳を迎える赤ちゃんは、今月号に掲載の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の特集のため、6月1日号でご紹介させていただきます。

6月に1歳を迎える
赤ちゃんの写真を募集します

広報ひこねに「氏名」「住所の町名」を掲載します

- ①赤ちゃんの氏名(ふりがな) ②生年月日 ③保護者氏名(ふりがな)
④住所 ⑤電話番号をご記入の上、写真を添付して、次のいずれかの方法でご応募ください。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

- ▶メール (koho@ma.city.hikone.shiga.jp)
- ▶郵送 (〒522-8501 元町4-2 彦根市役所シティプロモーション推進課「赤ちゃん写真」係)

応募期限

5月11日(月)
(必着)

※応募多数の場合は、抽選を行うことがあります。
※メールを送ってから5日以内に返信がなければ、受付できていない場合がありますのでご連絡ください。
※郵送の場合、応募写真は返却できませんのでご了承ください。

問 シティプロモーション推進課 ☎30-6103 FAX 22-1398